

2019年度 山口県介護ロボット導入支援事業補助金Q&A

Q1 導入しようとしている機器が、補助対象となる「介護ロボット」に該当するかわかりません。どうすればよいですか？

A 経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・標準化事業（ロボット介護機器開発・導入促進事業）」で採択されたものの他、「ロボット介護機器導入実証事業」で採択されたものについても、要綱に定める要件を満たす機器と認められるため、補助対象となります。ホームページ下の関連リンクからご参照ください。その他の機器については、個別に審査しますので、お問い合わせください。

Q2 付属品やオプション品は補助対象に含まれますか？

A 介護ロボットの使用に必要不可欠なものであり、「介護ロボットとしての最低限の機能を有するまとまり」の一部として考えられるものであれば対象となります。

Q3 受信・制御機器として使用するパソコン・タブレット等は対象機器に含まれますか？

A 介護ロボットの使用に必要不可欠の専用の受信・制御機器であれば補助対象となりますが、汎用性のあるものは他に転用可能なため、補助対象となりません。

Q4 介護ロボットの設置のための取付工事費用は補助対象に含まれますか？

A 初期費用の一部と考えられるので補助対象となります。ただし、LANケーブルの配線工事費など、介護ロボットの使用以外にも汎用性があるものについては対象外となります。

Q5 レンタル・リースの場合の補助額はいくらですか？

A 2019年度（2020年3月末まで）のレンタル・リース料を基本額とし、その2分の1（限度額30万円）となります。

Q6 同一法人で複数の事業所を運営している場合、その事業所毎に応募することは可能ですか？

A 可能です。ただし、審査の際に考慮される可能性があり、全ての申請が採択されるとは限りません。